（証券コード　３８４５）
平成27年６月12日

株　主　各　位

福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
株式会社アイフリークホールディングス
代表取締役社長　谷　内　　進

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月26日（金曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．開 催 日 時　　平成27年６月27日（土曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております）

２．開 催 場 所　　東京都渋谷区道玄坂二丁目10番７号　新大宗ビル１号館
フォーラム８（エイト）　７階　771会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

「過去に開催された場所と著しく離れた場所で開催する理由」
当社は、従来より本店所在地である福岡市にて株主総会を開催してまいりましたが、株主分布状況などを勘案し、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、本年の第15期定時株主総会より東京都で開催するものであります。

３．目 的 事 項

報告事項

１．第15期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第15期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　吸収合併契約承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役４名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

（１）議決権行使書用紙において、各議案に賛否の意思表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

（２）本招集通知に際してご提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.i-freek.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載の「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」も含まれております。

以　上

～～～

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税後の個人消費等が低調に推移したことによる一時的な景気後退が見られましたが、政府及び日銀による各種経済政策と金融緩和の効果から円安株高を背景に、雇用の拡大、所得環境の改善傾向もあり、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、円安進行による輸入原料価格の上昇の影響等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループ（当社及び連結子会社）が関連するモバイルコンテンツ業界におきましては、携帯電話利用者のフィーチャーフォン（以下、「ＦＰ」という。）からスマートフォン（以下、「ＳＰ」という。）への端末変更がよりいっそう進み、タブレット端末の利用者もモバイルキャリア各社の積極的な販促活動によって増加した結果、ＳＰ及びタブレット端末（以下、「スマートデバイス」という。）の利用者は増加傾向にあります。これらの要因により、インターネットサービス及びアプリケーションの利用、電子書籍の閲覧等、スマートデバイスによるコンテンツ利用シーンは更に拡大しております。

このような経営環境のもと、当社グループは、収益の中心であるモバイルコンテンツ事業のコミュニケーションコンテンツ領域（『デココレ』、『photodeco+』等）におきましては、スマートデバイスでのサービス強化を進めてまいりました。加えて、ファミリーコンテンツサービス領域（『森のえほん館』等）におきましては、企業向け電子絵本商品のメニュー強化を進めてまいりました。また、Ｅコマース事業におきましては、平成27年２月１日にその保有株式の全てを第三者に譲渡することにより同事業から撤退し、グループ内の各事業部門の選択と集中をより強く推進し、経営資源の集約と財務基盤の増強を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,038,675千円（前期比26.4％減）、営業利益は13,685千円（前期は375,380千円の営業損失）、経常利益は15,893千円（前期は384,423千円の経常損失）、当期純損失は31,452千円（前期は616,862千円の当期純損失）となりました。

（注）各社の社名、製品名、サービス名は各社の商標又は登録商標です。

事業別の売上高につきましては次のとおりであります。

事業別売上高

（単位：千円、％）

区　　分	第14期（平成26年３月期）		第15期（平成27年３月期）		前期比増減（△）	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減(△)率
モバイルコンテンツ事業	893,036	63.3	845,407	81.4	△47,628	△5.3
Ｅコマース事業	502,974	35.7	193,267	18.6	△309,707	△61.6
決済サービス事業	14,550	1.0	－	－	△14,550	△100.0
合　　計	1,410,561	100.0	1,038,675	100.0	△371,886	△26.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は23,927千円となりました。その主な内容は、自社利用ソフトウェアの増加（20,199千円）当社及び連結子会社の本支店移転に伴う建物並びに工具、器具及び備品の増加（3,727千円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は、第11回新株予約権の割当先であるHong Kong Wealthy Future Investment Co., Limitedの新株予約権全部の権利行使により、95,350千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成27年２月１日を効力発生日として、Ｅコマース事業を営む株式会社アイフリーク プロダクツ セールスの株式全てを第三者に譲渡しております。

（２）財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第12期 （平成24年３月期）	第13期 （平成25年３月期）	第14期 （平成26年３月期）	第15期 （平成27年３月期）
売上高（千円）	2,033,112	1,551,022	1,410,561	1,038,675
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△366,042	△486,194	△384,423	15,893
当期純損失（△）（千円）	△407,225	△631,813	△616,862	△31,452
１株当たり当期純損失（△）（円）	△46.57	△62.66	△60.18	△2.78
総資産（千円）	1,740,392	1,525,359	913,166	720,173
純資産（千円）	958,640	500,057	22,963	82,525
１株当たり純資産（円）	106.25	48.66	1.59	6.84

（注）１．千円未満は切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純損失、１株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。
３．当社は平成25年10月１日付けで株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第12期 （平成24年３月期）	第13期 （平成25年３月期）	第14期 （平成26年３月期）	第15期 （平成27年３月期）
売上高（千円）	2,033,112	1,566,676	211,980	214,060
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△338,231	△360,420	△47,027	10,903
当期純損失（△）（千円）	△379,414	△619,191	△502,374	△98,617
１株当たり当期純損失（△）（円）	△43.39	△61.41	△49.01	△8.72
総資産（千円）	1,768,221	1,540,744	1,008,191	743,638
純資産（千円）	987,383	536,933	177,883	170,281
１株当たり純資産（円）	109.48	52.27	15.40	14.32

（注）１．千円未満は切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純損失、１株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。
３．当社は平成25年10月１日付けで株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。
４．当社は平成25年４月１日付けで会社分割し、純粋持株会社体制へ移行しております。第14期（平成26年３月期）及び第15期（平成27年３月期）の当社の財産及び損益の状況は、純粋持株会社移行後の株式会社アイフリーク ホールディングスの実績となっております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社アイフリーク モバイル	100,000千円	100%	モバイルコンテンツ事業

（注）1．平成26年９月26日付けで、株式会社キッズスターは、当社の連結子会社である株式会社アイフリーク モバイルを吸収合併存続会社、株式会社キッズスターを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

2．平成27年２月１日に、Ｅコマース事業を営む株式会社アイフリーク プロダクツ セールスの株式全てを第三者に譲渡しております。

（4）対処すべき課題

携帯電話は、ユーザーにとって生活に欠かすことができないツールとして、社会的にも重要なインフラとなっております。また近年、スマートデバイスを活用したサービスが広く利用されております。

このような市場環境のもと、当社グループでは、携帯電話、スマートデバイスを活用した各種サービスを展開しておりますが、営業利益を確保するために、以下の項目を対処すべき課題と認識しております。

① 有料コンテンツ会員の獲得と継続利用促進

当社グループは、『デココレ』をはじめ、『photodeco+』や『カロリナ』といったサービスの持続的な成長のため、効果的なサイト運営と集客導線の確保をしております。このため、各種サービスのサイト（アプリ含む）のコンテンツ力を高め、有料会員の新規獲得と継続利用を促すことが重要であると認識しており、費用対効果を鑑みながら、各種サービスの展開を進めていく必要があります。

② コミュニケーションサービス分野のビジネスドメイン拡大

当社グループは、モバイルコンテンツ事業を中心にコミュニケーションサービス分野の一端を担っております。従来のモバイルサイトは、「携帯電話（ＦＰ）」に向けたもののみでしたが、日本も世界市場と同様にＳＰへのシフト、タブレット端末の普及といった環境変化が起こっております。そのため今後、市場環境の変化を捉えながら、新しいデバイスへの更なる対応を含め、コミュニケーションサービス分野のビジネスドメインの拡大を図っていく必要があります。

③ デジタルコンテンツ資産の有効活用

当社グループは、これまでのモバイルコンテンツの運営を通じて、当社グループがライセンスを保有する質の高いデジタルコンテンツを確保してまいりました。当連結会計年度末現在、当社グループにおけるデジタルコンテンツ素材は約245,000点、「CREPOS」及び「PictBox」の登録クリエーター数は約9,400名となっております。今後は、これらのコンテンツ資産を、当社グループの事業に有効活用することが重要であると認識しております。

④ 顧客満足度の向上

当社グループのカスタマーサポートは、会員一人一人のニーズを聴き、継続して利用してもらうための接点として、日々お客様のニーズを吸い上げております。その対応を一層充実、強化するため、当社グループではカスタマーサポート専任者と事業部との連携強化を進め、会員一人一人のニーズに当社グループ全体で応えていける体制を整えてまいります。

⑤ 技術への対応

当社グループのモバイルコンテンツの大多数は、コンテンツ開発・サーバ保守を当社グループ独自にて一貫して行っております。これまでも携帯電話サービスにおける新技術に先進的に対応してまいりましたが、ＳＰ市場の拡大、タブレット端末の普及等により、更なる技術への対応が求められます。そのため、今後も先進的な技術への対応を進めていく必要があります。

（5）主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループの主な事業内容は以下のとおりであります。

モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業のうち、コミュニケーションコンテンツ領域におきましては、主要な通信キャリアの有料公式サイトを通じ、HTML形式メールのデジタルコンテンツの提供を行うとともに、各種アプリを、各種プラットフォームを通じて提供しております。

また、ファミリーコンテンツサービス領域におきましては、電子絵本を各種プラットフォームを通じて提供しております。

（6）主要な拠点等（平成27年３月31日現在）

① 当社

本　　店	福岡市博多区
東　京　支　店	東京都新宿区

② 子会社

株式会社アイフリーク モバイル	本　　社：東京都新宿区
	福岡支店：福岡市博多区

（７）使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイルコンテンツ事業	38（ 9）名	12名減（ -）
全社共通	13（ -）名	3名減（ -）
合計	51（ 9）名	24名減（1名減）

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．前連結会計年度末比増減については、Eコマース事業撤退により９名（１名）の減少が含まれております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13名	3名減	39.8才	6.6年

（注） 使用人数には、臨時使用人（派遣社員、パート・アルバイト）及び当社から他社への出向者は含んでおりません。

（８）主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社西日本シティ銀行	325,750
株式会社みずほ銀行	25,030

（注）借入額は、短期借入金及び長期借入金の合計残高であります。

（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　36,336,000株

（２）発行済株式の総数　　11,737,500株　（自己株式300株を含む）

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は521,600株増加しております。

（３）株主数　　4,374名

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社エムワイエヌ	1,535,000	13.08
永田　万里子	1,449,500	12.35
日本証券金融株式会社	456,500	3.89
ＧＭＯクリック証券株式会社	271,800	2.32
石川　靖文	214,000	1.82
山下　博	187,100	1.59
野村證券株式会社野村ネット＆コール	184,600	1.57
株式会社ＳＢＩ証券	156,700	1.34
小川　真桜	130,000	1.11
カブドットコム証券株式会社	95,100	0.81

（注）１．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
２．上記大株主の株主名は平成27年３月31日現在の株主名簿上の名義を記載しております。

（５）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（平成27年３月31日現在）

名称	第12回新株予約権
取締役会決議日	平成26年４月28日
保有人数及び新株予約権の個数 当社取締役（社外取締役を除く。）	２名　1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	122円
新株予約権の行使期間	自 平成27年５月15日 至 平成31年５月14日
新株予約権の主な行使条件	（注４）
新株予約権の主な取得事由	（注５）

（注）１　当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

また、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①　当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他行使価額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

２　本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、122円とする。

３　本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

４　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権者は、平成27年３月期、平成28年３月期及び平成29年３月期の各連結会計年度にかかる当社が提出した決算短信に記載される当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次に掲げる条件

を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成27年３月期の営業利益が黒字化達成の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、１／３を平成27年５月15日から平成31年５月14日までの期間に行使することができる。

(b) 平成28年３月期の営業利益が400百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、２／３を平成28年５月15日から平成31年５月14日までの期間に行使することができる。

(c) 平成29年３月期の営業利益が400百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、２／３を平成29年５月15日から平成31年５月14日までの期間に行使することができる。

② 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間にいずれかの連続する５取引日において金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の50％（１円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、上記①の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④　新株予約権を行使することのできる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑥　その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（２）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称		第12回新株予約権
取締役会決議日		平成26年４月28日
交付人数及び新株予約権の個数		23名　2,159個
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		215,900株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		122円
新株予約権の行使期間		自 平成27年５月15日 至 平成31年５月14日
新株予約権の主な行使条件		（注４）
新株予約権の主な取得事由		（注５）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　538個 目的となる株式数　53,800株 交付者数　12人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　1,621個 目的となる株式数　162,100株 交付者数　11人

（注）１　当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

また、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、122円とする。

3 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成27年３月期、平成28年３月期及び平成29年３月期の各連結会計年度にかかる当社が提出した決算短信に記載される当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成27年３月期の営業利益が黒字化達成の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、１／３を平成27年５月15日から平成31年５月14日までの期間に行使することができる。

(b) 平成28年３月期の営業利益が400百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、２／３を平成28年５月15日から平成31年５月14日までの期間に行使することができる。

(c) 平成29年３月期の営業利益が400百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、２／３を平成29年５月15日から平成31年５月14日までの期間に行使することができる。

② 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間にいずれかの連続する５取引日において金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の50％（１円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、上記①の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

⑤　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥　各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5　本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6　当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①　交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②　新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④　新株予約権を行使することのできる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑥　その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷内　進	㈱アイフリークモバイル 代表取締役社長
取締役	芦田克宣	
取締役	鴇崎俊也	テクタイトフード&サービス㈱ 取締役
常勤監査役	猪俣英夫	㈱アイフリークモバイル 監査役
監査役	橋岡宏成	弁護士 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン 社外取締役 (株)ユナイテッドアローズ　社外監査役 トレンダーズ(株)　社外監査役 (株)エー・ピーカンパニー　社外監査役
監査役	神谷善昌	公認会計士、税理士 Cenxus Advisory(株)　代表取締役

（注）１．取締役　鴇崎　俊也氏は、社外取締役であります。
２．監査役　橋岡　宏成氏、神谷　善昌氏は、社外監査役であります。
３．監査役　神谷　善昌氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役　鴇崎　俊也氏、監査役　橋岡　宏成氏、神谷　善昌氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

○当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
谷内　進	社外取締役	代表取締役社長	平成26年11月７日

○当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
猪　俣　英　夫	平成26年６月27日	任 期 満 了	取締役
光　安　直　樹	平成26年６月27日	任 期 満 了	社外監査役
吉　原　　洋	平成26年６月27日	任 期 満 了	社外監査役
鴇　崎　俊　也	平成26年６月27日	辞　　任	社外監査役
永　田　万里子	平成26年11月７日	辞　　任	代表取締役会長兼社長
山　内　征　宏	平成26年11月７日	辞　　任	取締役

（２）取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	７名 （２名）	36,467千円 （6,970千円）
監査役 （うち社外監査役）	６名 （５名）	12,299千円 （5,700千円）
合　計	13名	48,766千円

（注）１．上記には、平成26年６月27日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役３名（うち社外監査役３名）、平成26年11月７日付をもって退任した取締役２名を含んでおります。

２．社外取締役から取締役に就任した取締役１名は、社外取締役在任期間につきましては、社外取締役に含めて記載しております。

３．平成18年６月30日開催の第６期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額170,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、同日開催の第６期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。

（３）社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役　鴇崎　俊也氏は、テクタイトフード＆サービス㈱の取締役であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役　神谷　善昌氏は、Cenxus Advisory(株)の代表取締役であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役　橋岡　宏成氏は、(株)ゴルフダイジェスト・オンラインの社外取締役であり、(株)ユナイテッドアローズ、トレンダーズ(株)、(株)エー・ピーカンパニーの社外監査役です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	谷内　進	当事業年度において、社外取締役であった平成26年11月7日までに開催された取締役会の93％以上に出席し、主に経営者としての観点及び専門分野で長く活躍してきた見地に基づき、社会・経済動向、業界技術動向を踏まえて発言を行っております。
取締役	鴇崎　俊也	当事業年度において、平成26年６月27日に監査役を退任するまでに開催された取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。また、平成26年６月27日に取締役に就任以来、当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
監査役	橋岡　宏成	平成26年６月27日就任以来、当事業年度に開催された取締役会の90％以上、監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門見地から、法律上検討を要する点を中心に、当社の「コンプライアンス体制の構築・維持」について発言を行っております。
監査役	神谷　善昌	平成26年６月27日就任以来、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士・税理士として会計及び税務における高度な専門的知識と豊富な経験から、重要な会計・税務の処理について発言を行っております。

（注）上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が７回ありました。

④　責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づいて、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が責任限定契約を締結した社外取締役及び社外監査役の氏名及び責任限定契約における内容の概要は以下のとおりであります。

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
谷内　進 （取締役）	当取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとする。
橋岡　宏成 （監査役）	当監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとする。
神谷　善昌 （監査役）	当監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとする。

（注）取締役　谷内　進氏は、平成26年11月７日付にて代表取締役に就任し、責任限定契約は解除しております。

⑤　上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

（１）名称　監査法人アヴァンティア

（２）報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（５）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備の概要は以下のとおりであります。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、取締役及び従業員が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス行動規範を制定し、当社グループの役員及び従業員にコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図り、法令、定款及び社会倫理規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

② 代表取締役社長は管理部門担当取締役又は代表取締役が任命した者を内部監査人として選任し、内部監査人が内部監査を定期的に実施することで、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証し、代表取締役社長に報告を行い、代表取締役社長は改善の指示を行う。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 法令及び文書管理規程等に従い、取締役及び従業員の職務に関する情報を文書化（電磁的記録を含む）し、保存及び管理を行う。また、取締役、監査役及び執行役員は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

② 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループは、リスクマネジメント基本ポリシーを制定し、当社が事業展開を行っていく上で、全従業員一人一人が「リスクマネジメント」担当者として取り組み、様々なリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対処に努める。

② リスクの管理については、リスクマネジメント規程を制定し、リスク毎に主管部門を設置し、全てのリスクについての総合的な管理は、リスクマネジメント委員会の事務局である法務担当部署が所管し、当該委員会の長は各リスクの管理状況を取締役会にて報告する。また、リスク管理における実効性の高い牽制機能を確保するために、内部監査を実施し、取締役会にて監査報告を行う。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標並びに年間予算を決定し、その経営目標を各部門に配分し、その達成状況を定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。

② 定例の取締役会を原則月１回以上開催し、月次決算報告及び予算実績対比報告を行い、併せて経営に関する重要事項の決定を行い、必要に応じて適時臨時取締役会も開催し、機動的な意思決定を行う。

③　業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程、稟議決裁規程等を策定し、各人の責任と権限を明確にしている。

④　職務執行の機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

（5）当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、業務の適正を確保するため、グループ各社にも適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、企業倫理及び法令遵守体制の浸透・定着を図る。

②　グループ各社の経営については、グループ各社の代表者を集め、当社方針を伝達するとともに、取締役会や経営会議において、定期的にグループ各社の経営状況や業務の適正が確保されていることを確認する。なお、各社の自主性を尊重する一方で、適正かつ効率的なグループ経営を実践するため、一定の重要事項について当社への報告・承認を求める等、関係会社管理規程に従い、管理・監督を行う。

③　内部監査人は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役、監査役、執行役員及び監査対象の組織責任者に結果報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。

②　監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

（7）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①　取締役及び従業員は、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、リスクマネジメント委員会の運用状況、その他監査役が報告すべきものと定めた事項を遅滞、遺漏なく報告する。

②　常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び従業員から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は取締役会を始めとした当社の重要な会議に出席し、取締役会の職務遂行に対して監査を行い、稟議書その他業務遂行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して個別に説明を求めることができる。

②　監査役は代表取締役、監査法人それぞれとの間で必要に応じ意見交換を行い、また、内部監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

（9）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行う。

(10) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告における記載内容の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行う。また、取締役会は、内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	613,207	**流動負債**	416,855
現金及び預金	421,774	買掛金	8,252
売掛金	152,244	短期借入金	300,000
有価証券	14	１年内返済予定の長期借入金	39,792
その他	39,704	リース債務	4,133
貸倒引当金	△531	未払金	23,252
固定資産	103,078	未払費用	5,373
有形固定資産	20,698	未払消費税等	22,090
建物	11,619	その他	13,961
工具、器具及び備品	2,306	**固定負債**	220,792
リース資産	6,772	社債	200,000
無形固定資産	17,992	長期借入金	10,988
ソフトウエア	17,992	繰延税金負債	1,366
投資その他の資産	64,386	リース債務	3,237
投資有価証券	26,599	資産除去債務	5,199
敷金及び保証金	36,644	**負債合計**	637,647
破産更生債権等	126,056	純資産の部	
その他	1,143	**株主資本**	83,686
貸倒引当金	△126,056	**資本金**	652,682
繰延資産	3,887	**資本剰余金**	652,687
社債発行費	3,887	**利益剰余金**	△1,221,648
		自己株式	△34
		その他の包括利益累計額	△3,391
		その他有価証券評価差額金	△3,391
		新株予約権	2,230
		純資産合計	82,525
資産合計	720,173	**負債及び純資産合計**	720,173

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,038,675
売上原価		499,139
売上総利益		539,535
販売費及び一般管理費		525,849
営業利益		13,685
営業外収益		
受取利息	59	
受取配当金	3,917	
貸倒引当金戻入額	6,948	
その他	7,470	18,394
営業外費用		
支払利息	4,422	
社債発行費償却	1,943	
新株発行費	4,625	
新株予約権発行費	2,000	
その他	3,195	16,187
経常利益		15,893
特別利益		
固定資産売却益	3,727	
事業譲渡益	59,020	
資産除去債務戻入益	477	
新株予約権戻入益	212	63,437
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	14,508	
関係会社整理損	27,375	
特別退職金	1,038	
事務所移転費用	1,942	
貸倒引当金繰入額	59,484	104,349
税金等調整前当期純損失（△）		△25,018
法人税、住民税及び事業税	7,317	
法人税等調整額	△883	6,433
少数株主損益調整前当期純損失（△）		△31,452
当期純損失（△）		△31,452

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	603,879	603,885	△1,190,195	△34	17,534
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	48,802	48,802			97,604
当期純損失（△）			△31,452		△31,452
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	48,802	48,802	△31,452	－	66,152
当連結会計年度末残高	652,682	652,687	△1,221,648	△34	83,686

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	298	298	5,130	22,963
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				97,604
当期純損失（△）				△31,452
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△3,689	△3,689	△2,900	△6,589
当連結会計年度変動額合計	△3,689	△3,689	△2,900	59,562
当連結会計年度末残高	△3,391	△3,391	2,230	82,525

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	261,232	**流動負債**	355,803
現金及び預金	178,563	短期借入金	300,000
売掛金	15,527	１年内返済予定の長期借入金	39,792
有価証券	14	未払金	6,114
前払費用	4,101	預り金	947
未収入金	53,030	未払費用	2,094
未収還付法人税等	9,863	未払消費税等	6,354
その他	132	未払配当金	499
貸倒引当金	△0	**固定負債**	217,554
固定資産	478,518	社債	200,000
有形固定資産	13,895	長期借入金	10,988
建物	11,619	繰延税金負債	1,366
工具、器具及び備品	2,275	資産除去債務	5,199
無形固定資産	9,693	**負債合計**	573,357
ソフトウエア	9,693	純資産の部	
投資その他の資産	454,929	**株主資本**	171,442
投資有価証券	26,599	**資本金**	652,682
関係会社株式	391,042	**資本剰余金**	652,687
敷金及び保証金	36,644	資本準備金	642,682
長期前払費用	643	その他資本剰余金	10,005
破産更生債権等	126,056	**利益剰余金**	△1,133,892
貸倒引当金	△126,056	**その他利益剰余金**	△1,133,892
繰延資産	3,887	繰越利益剰余金	△1,133,892
社債発行費	3,887	**自己株式**	△34
		評価・換算差額等	△3,391
		その他有価証券評価差額金	△3,391
		新株予約権	2,230
		純資産合計	170,281
資産合計	743,638	**負債及び純資産合計**	743,638

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		214,060
売上原価		－
売上総利益		214,060
販売費及び一般管理費		197,475
営業利益		16,584
営業外収益		
受取利息	2,222	
受取配当金	3,917	
貸倒引当金戻入額	899	
未払配当金除斥益	445	
その他	1,309	8,794
営業外費用		
支払利息	4,688	
社債発行費償却	1,943	
新株発行費	4,625	
新株予約権発行費	2,000	
その他	1,218	14,475
経常利益		10,903
特別利益		
固定資産売却益	3,727	
資産除去債務戻入益	477	
新株予約権戻入益	212	4,417
特別損失		
関係会社整理損	138,783	
事務所移転費用	1,942	140,725
税引前当期純損失（△）		△125,405
法人税、住民税及び事業税	△25,904	
法人税等調整額	△883	△26,787
当期純損失（△）		△98,617

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	603,879	593,879	10,005	603,885	△1,035,275	△34	172,455
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	48,802	48,802		48,802			97,604
当期純損失（△）					△98,617		△98,617
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	48,802	48,802	－	48,802	△98,617	－	△1,012
当期末残高	652,682	642,682	10,005	652,687	△1,133,892	△34	171,442

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	298	5,130	177,883
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			97,604
当期純損失（△）			△98,617
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,689	△2,900	△6,589
当期変動額合計	△3,689	△2,900	△7,602
当期末残高	△3,391	2,230	170,281

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月25日

株式会社アイフリーク ホールディングス
取 締 役 会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小笠原 直	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	木村 直人	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイフリークホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月25日

株式会社アイフリーク ホールディングス
取 締 役 会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小笠原 直	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	木村 直人	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイフリークホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、すべての重要な点において会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月27日

株式会社アイフリーク ホールディングス　監査役会

常勤監査役　猪俣　英夫　㊞

社外監査役　橋岡　宏成　㊞

社外監査役　神谷　善昌　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　吸収合併契約承認の件

１．合併を行う理由

当社は、モバイルコンテンツ事業を手がける株式会社アイフリークモバイルを当社100％出資の完全子会社として傘下に置き当該事業を推進してまいりましたが、昨今の経済情勢の変化に対応し、より一層のお客様視点に立った経営及び経営の一層の効率化を図るため、同社を当社に吸収合併することといたしました。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれるため、会社法第796条第２項但書及び第795条第２項第１号の規定により本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

２．合併契約の内容の概要

当社と株式会社アイフリークモバイルが平成27年５月27日に締結した合併契約の内容は、次のとおりであります。

合併契約書（写）

株式会社アイフリークホールディングス（以下、「甲」という。）と株式会社アイフリークモバイル（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

本契約の定める諸条件に基づき、甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併をする（以下、「本合併」という。）。

第２条（合併当事者）

甲及び乙の商号及び本店所在地は以下のとおりである。

（甲）　本店所在地：福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
　　商号　　：株式会社アイフリークホールディングス
（乙）　本店所在地：福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
　　商号　　：株式会社アイフリークモバイル

第３条（合併対価の交付）

甲は、本合併に際して、合併対価の交付を行わないものとする。

第４条（資本金等の額に関する事項）
本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第５条（効力発生日）
本合併が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成27年７月１日とする。ただし、合併手続進行上の必要性、その他やむを得ない事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第６条（合併承認総会等）
甲は、平成27年６月30日までに、会社法第795条第１項に基づき株主総会を招集し、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。なお、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲は、期日を変更することができる。

第７条（資産等の承継）
乙は、乙の平成27年３月31日現在の会計帳簿・貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを継承する。

第８条（善管注意義務）
甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の財産の管理及び業務の執行を行うものとし、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め相手方と協議してその同意を得なければならない。

第９条（従業員の承継）
甲は、効力発生日における乙の従業員を全て承継するものとし、従業員に関する取扱いについては、別途甲乙協議の上決定する。

第10条（費用負担）
本合併に係る甲の変更登記、乙の解散登記及び乙の解散手続きに必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第11条（本契約の効力）
本契約は、甲の第６条に定める株主総会の合併承認及び法令に定める関係官庁等の承認が得られないときには、その効力を失う。

第12条（契約内容の変更）
本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

第13条（事情変更）
本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他事由により、甲及び乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

第14条（準拠法及び合意管轄）
本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（本契約に定めのない事項）
本契約に規定するもののほか、法令の規定その他に基づき本合併に関して変更又は協議すべき事項が生じた場合には、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本契約書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有するものとする。

平成27年５月27日

甲：株式会社アイフリークホールディングス
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
代表取締役　谷内　進　　印

乙：株式会社アイフリーク モバイル
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
代表取締役　谷内　進　　印

３．会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要
（１）会社法第749条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
当社は、吸収合併消滅会社である株式会社アイフリークモバイルの発行済株式の全部を保有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。
また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増加はありません。

（２）株式会社アイフリークモバイルの最終事業年度に係る計算書類等の内容
株式会社アイフリークモバイルの最終事業年度に係る計算書類等につきましては、38頁以降に記載のとおりであります。

（３）株式会社アイフリークモバイルの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
　株式会社アイフリークモバイルの注記表46頁に記載のとおりです。

（４）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
　当社の個別注記表に記載のとおりです。

株式会社アイフリークモバイルの最終事業年度に係る計算書類等

事　業　報　告

（平成26年４月１日から　平成27年３月31日まで）

１.株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税増税後の個人消費等が低調に推移したことによる一時的な景気後退が見られましたが、政府及び日銀による各種経済政策と金融緩和の効果から円安株高を背景に、雇用の拡大、所得環境の改善傾向もあり、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、円安進行による輸入原料価格の上昇の影響等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社が関連するモバイルコンテンツ業界におきましては、携帯電話利用者のフィーチャーフォン（以下、「ＦＰ」という。）からスマートフォン（以下、「ＳＰ」という。）への端末変更がよりいっそう進み、タブレット端末の利用者もモバイルキャリア各社の積極的な販促活動によって増加した結果、ＳＰ及びタブレット端末（以下、「スマートデバイス」という。）の利用者は増加傾向にあります。これらの要因により、インターネットサービス及びアプリケーションの利用、電子書籍の閲覧等、スマートデバイスによるコンテンツ利用シーンは更に拡大しております。

このような経営環境のもと、当社は、収益の中心であるモバイルコンテンツ事業のコミュニケーションコンテンツ領域（『デココレ』、『photodeco+』等）におきましては、スマートデバイスでのサービス強化を進めてまいりました。加えて、ファミリーコンテンツサービス領域（『森のえほん館』等）におきましては、企業向け電子絵本商品のメニュー強化を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は788,933千円（前年同期比4.0％減）、営業利益は93,267千円（前年同期比0.1％減）、経常利益は96,192千円（前年同期比0.5％減）、当期純利益は106,760千円（前年同期比161.6％増）となりました。

（２）設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、10,269千円となり、その主な内容は、自社利用ソフトウエアの開発費用であります。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

（４）財産及び損益の状況

区分	第１期 （平成26年３月期）	第２期 （平成27年３月期）
売上高（千円）	821,775	788,933
経常利益（千円）	96,694	96,192
当期純利益（千円）	40,804	106,760
総資産（千円）	481,210	418,483
純資産（千円）	352,392	303,286
１株当たり当期純利益（円）	20,402.12	53,380.31

（注）千円未満は切り捨てて表示しております。

（５）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、株式会社アイフリーク ホールディングスであり、当社の株式を100％保有しております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

（６）対処すべき課題

当社が売上高、営業利益の向上を図っていくために、以下の項目を対処すべき課題と認識しております。

①有料コンテンツ会員の獲得と継続利用促進

当社は、『デココレ』をはじめ、『photodeco+』や『カロリナ』といったサービスの持続的な成長のため、効果的なサイト運営と集客導線の確保をしております。このため、各種サービスのサイト（アプリ含む）のコンテンツ力を高め、有料会員の新規獲得と継続利用を促すことが重要であると認識しており、費用対効果を鑑みながら、各種サービスの展開を進めていく必要があります。

②コミュニケーションサービス分野のビジネスドメイン拡大

当社は、デコメーションサイトを主軸としたモバイルコンテンツ事業を中心にコミュニケーションサービス分野の一端を担っております。従来のモバイルサイトは、「携帯電話（ＦＰ）」に向けたもののみでしたが、日本も世界市場と同様にＳＰへのシフト、タブレット端末の普及等の環境変化が起こっております。そのため今後、市場環境の変化を捉えながら、新しいデバイスへの更なる対応を含め、コミュニケーションサービス分野のビジネスドメイン拡大を図っていく必要があります。

③デジタルコンテンツ資産の有効活用

当社は、これまでのモバイルコンテンツの運営を通じて、当社がライセンスを保有する質の高いデジタルコンテンツを確保してまいりました。当事業年度末現在、当社におけるデジタルコンテンツ素材は約245,000点、「CREPOS」及び「PictBox」の登録クリエーター数は約9,400名となっております。今後は、これらのコンテンツ資産を、当社の事業に有効活用することが重要であると認識しております。

④顧客満足度の向上

当社のカスタマーサポートは、会員一人一人のニーズを聴き、継続して利用してもらうための接点として、日々お客様のニーズを吸い上げております。その対応を一層充実、強化するため、当社ではカスタマーサポート専任者と事業部との連携強化を進め、会員一人一人に質の高いサービスを提供していけるよう体制を整えてまいります。

⑤技術への対応

当社のモバイルコンテンツの大多数は、コンテンツ開発・サーバ保守を当社にて一貫して行っております。これまでも携帯電話サービスにおける新技術に先進的に対応してまいりましたが、ＳＰ市場の拡大、タブレット端末の普及等により、更なる技術への対応が求められます。そのため、今後も先進的な技術への対応を進めていく必要があります。

（７）主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、コミュニケーションコンテンツ領域とファミリーコンテンツサービス領域にてモバイルコンテンツ事業を行っております。コミュニケーションコンテンツ領域におきましては、各通信キャリアのプラットフォームを通じてデジタルコンテンツの提供を行うとともに、各種アプリを各種プラットフォームを通じて提供しております。また、ファミリーコンテンツサービス領域におきましては、電子絵本等を各種プラットフォームを通じて提供しております。

（８）主要な事業所（平成27年３月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都新宿区
福岡支店	福岡市博多区

（9）使用人の状況（平成27年３月31日現在）

区分	使用人数	前事業年度末比増減
社員	２９名	１２名減
臨時使用人	９名	－
計	３８名	１２名減

(10) 主要な借入先の状況
該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

２.会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）
（１）発行可能株式総数　６，０００株

（２）発行済株式の総数　２，０００株

（３）株主数　１名

（４）株主　株式会社アイフリーク ホールディングス

３.会社役員に関する事項
（１）取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷内　進	㈱アイフリーク ホールディングス 代表取締役社長
取締役	山内　征宏	
取締役	紀伊　克彦	
取締役	中島　洋介	
監査役	猪俣　英夫	㈱アイフリーク ホールディングス　常勤監査役

（２）当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
光安　直樹	平成26年６月27日	辞任	監査役
永田　万里子	平成26年11月７日	辞任	取締役 ㈱アイフリーク ホールディングス 代表取締役会長兼社長
渡辺　剛司	平成27年３月１日	辞任	取締役

（３）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	２名	13,250千円
計	２名	13,250千円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
２．平成24年４月１日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額50,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、同日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額10,000千円以内と決議いただいております。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	402,880	**流動負債**	111,958
現金及び預金	243,211	買掛金	8,252
売掛金	152,184	リース債務	4,133
未収入金	3,095	未払金	66,602
前払費用	4,920	未払費用	3,278
貸倒引当金	△530	未払法人税等	1,442
固定資産	15,602	未払消費税等	15,735
有形固定資産	6,803	預り金	1,337
工具、器具及び備品	30	前受収益	11,175
リース資産	6,772	**固定負債**	3,237
無形固定資産	8,299	リース債務	3,237
ソフトウエア	8,299	**負債合計**	115,196
投資その他の資産	500	純資産の部	
出資金	500	**株主資本**	303,286
		資本金	100,000
		資本剰余金	291,042
		資本準備金	211,588
		その他資本剰余金	79,454
		利益剰余金	△87,755
		その他利益剰余金	△87,755
		繰越利益剰余金	△87,755
		純資産合計	303,286
資産合計	418,483	**負債及び純資産合計**	418,483

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		788,933
売上原価		298,178
売上総利益		490,754
販売費及び一般管理費		397,487
営業利益		93,267
営業外収益		
受取利息	209	
償却済債権取立益	254	
業務受託料	3,528	
その他	182	4,174
営業外費用		
支払利息	760	
為替差損	2	
その他	486	1,249
経常利益		96,192
特別利益		
事業譲渡益	59,020	59,020
特別損失		
減損損失	14,508	
特別退職金	1,038	15,546
税引前当期純利益		139,665
法人税、住民税及び事業税	32,904	32,904
当期純利益		106,760

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	211,588		211,588	40,804	352,392	352,392
当期変動額							
当期純利益					106,760	106,760	106,760
合併による増減			79,454	79,454	△235,320	△155,866	△155,866
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	79,454	79,454	△128,559	△49,105	△49,105
当期末残高	100,000	211,588	79,454	291,042	△87,755	303,286	303,286

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品　　５年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用　当事業年度より、株式会社アイフリーク ホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。

２．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

平成27年３月31日における発行済株式総数は、2,000株であります。

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
(4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
(5) その他
当社は平成26年９月26日付けにて、当社を吸収合併存続会社、株式会社キッズスターを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

３．その他の注記
該当事項はありません。

監　査　報　告　書

私は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第２期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成27年５月12日

株式会社アイフリーク　モバイル

監査役　　猪俣　英夫　㊞

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

ⅰ：当社は、第１号議案「吸収合併契約承認の件」に記載のとおり、平成27年７月１日(予定)をもって、株式会社アイフリークモバイルを当社に吸収合併いたしますが、事業活動を株式会社アイフリークモバイルが行っており、既に当該社名が市場に浸透していることから、当社の商号を株式会社アイフリークモバイルと変更いたします。

これに伴い、第１号議案が承認されることを条件として、現行定款第１条を変更し、併せて、平成27年７月１日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

ⅱ：「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第30条第２項及び第41条第２項の一部を変更するものであります。

なお、第30条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
(商号) 第１条　当会社は、株式会社アイフリークホールディングスと称し、英文ではI-FREEK Holdings INC.と表示する。	(商号) 第１条　当会社は、株式会社アイフリークモバイルと称し、英文ではI-FREEK MOBILE INC.と表示する。
第２条～第29条　　(条文省略)	第２条～第29条　　(現行どおり)
(取締役の責任免除) 第30条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	(取締役の責任免除) 第30条　　(現行どおり)
２　当会社は、会社法第427 条第１項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	２　当会社は、会社法第427 条第１項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第31条～第40条　　（条文省略）	第31条～第40条　　（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（監査役の責任免除） 第41条　　（現行どおり）
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第42条～第48条　　（条文省略）	第42条～第48条　　（現行どおり）
＜新設＞	附　　則 第１条　第１条（商号）の変更については、平成27年６月27日開催予定の定時株主総会に付議される「吸収合併契約承認の件」が承認されることを条件として、平成27年７月１日に効力が発生するものとする。 第２条　本附則は平成27年７月１日をもって削除する。

第３号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
1	谷内（たにうち）　進（すすむ） （昭和39年３月８日）	昭和62年４月 平成４年７月 平成14年１月 平成15年２月 平成17年11月 平成18年12月 平成22年１月 平成22年12月 平成23年６月 平成25年４月 平成26年11月 平成27年５月 （重要な兼職の状況） ㈱アイフリーク　モバイル代表取締役社長	住友生命保険相互会社　入社 ㈱三和総合研究所　入社（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱） ㈱コーポレイトディレクション　入社 ㈱インフォプラント　入社 グローバル・ブレイン㈱　入社 ㈱ツタヤオンライン　入社（現カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱） ㈱イノベーティブプラットフォーム設立　代表取締役　（現任） ビートレンド㈱　取締役　（現任） 当社　取締役 ㈱アイフリーク　モバイル　取締役 ㈱キッズスター　取締役 当社　代表取締役社長　（現任） ㈱アイフリーク　モバイル代表取締役社長（現任） ㈱アークコア　社外取締役就任予定	7,720株
2	芦田（あしだ）　克宣（かつのり） （昭和54年７月28日）	平成14年４月 平成17年５月 平成23年１月 平成26年３月 平成26年４月	エー・エム・アンド・シー㈱　入社 グローバル・ブレイン㈱　入社 みなと会計を開業 財務アドバイザーとして活動 当社　取締役（現任） ㈱キッズスター　取締役	11,232株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
3	紀伊（きい）　克彦（かつひこ） （昭和42年６月30日）	平成２年４月 平成２年10月 平成19年４月 平成20年10月 平成26年４月 平成26年６月	伊藤ハム㈱　入社 ㈱富士ピー・エス　入社 ㈱コーセーアールイー　入社 ㈱アイフリーク（現㈱アイフリーク ホールディングス）入社 当社管理統括グループ長　（現任） ㈱アイフリーク モバイル　取締役（現任）	63株
4	鴇崎（ときざき）　俊也（としや） （昭和34年３月20日）	平成11年12月 平成15年６月 平成16年２月 平成17年４月 平成17年５月 平成17年８月 平成17年12月 平成17年12月 平成18年６月 平成18年12月 平成19年６月 平成21年６月 平成24年１月 平成26年６月	Ａ＆Ｆアウトソーシング㈱（現 テクタイトフード＆サービス㈱）代表取締役 レキシンジャパン㈱　監査役 ハンザテック㈱　取締役 リトルネロ㈱　取締役 ㈱フィールドサーブジャパン　取締役 ＳＲＢＴｅｃｈ㈱　取締役 ＪＰ㈱　監査役 ㈱ＮＴマイクロシステムズ　監査役 ㈱ビースタイル　監査役 富士管財㈱　取締役 ㈱バルクホールディングス　監査役 当社　社外監査役 テクタイトフード＆サービス㈱取締役（現任） 当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） テクタイトフード＆サービス㈱　取締役	3,848株

（注）１．紀伊　克彦氏は、新任の取締役候補者であります。
２．取締役候補者　芦田　克宣氏は、当社との間で当社の経営に関する業務支援の契約を締結し、当社は同氏に報酬を支払っておりましたが、平成26年３月９日をもって同契約は終了しております。
その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者　鴇崎　俊也氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者とした理由
鴇崎　俊也氏は、取締役及び監査役として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での目線で、当社グループの経営全般に関して独立した立場から的確な助言、厳しいご指摘をいただけるものと考え、社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断したためであります。
(2) 就任からの年数
鴇崎　俊也氏の当社社外監査役としての在任期間は５年であり、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結時をもって１年となります。
(3) 社外取締役の責任限定契約
鴇崎　俊也氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
５．当社は鴇崎　俊也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂二丁目10番７号　新大宗ビル１号館
フォーラム８（エイト）　７階　771会議室
TEL 03-3780-0008（代表）

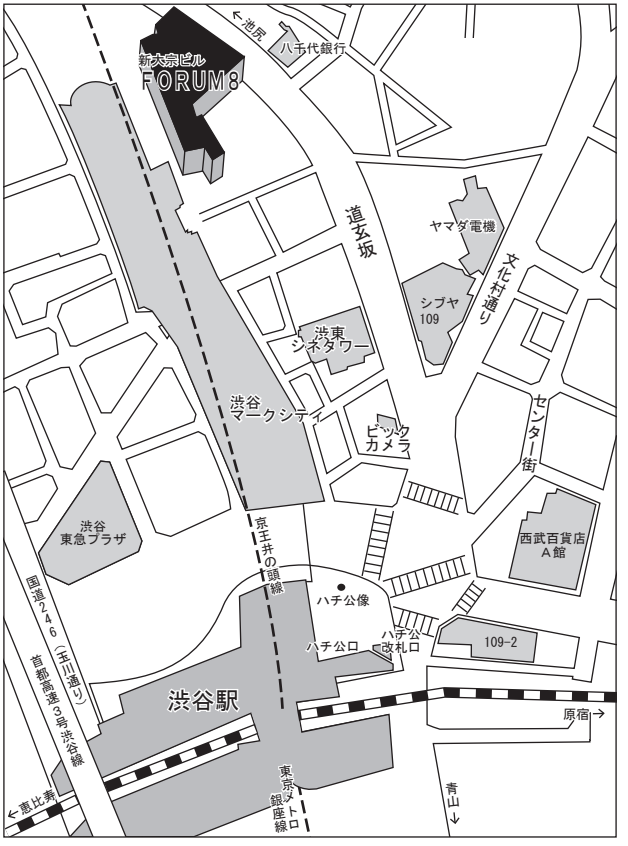

＜交通手段＞
東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線／ＪＲ山手線／ＪＲ埼京線
「渋谷駅」より徒歩５分